

県南広域振興局長告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年12月5日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市藤沢町黄海字本沢127番20地先内	新	m 43.2~36.6	m 51.9
	旧	37.0~27.3	51.9
一関市藤沢町黄海字本沢131番2地先内	新	32.5~31.1	26.5
	旧	23.3~6.6	26.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 平成29年12月5日から平成30年1月5日まで